

(那覇港管理組合行政財産使用料条例)

## 経過措置について

既存の占有物件については、占有者への急激な負担増を緩和するため、経過措置を設ける。

令和4年3月31日までに占有許可を受けた場合、令和4年4月1日以降の継続占有料について、各年度における占有料の上昇率を前年度の20%を上限とするものです。

(注意) 令和4年4月1日以降の新規占有許可には経過措置は適用されません。

### 【既存の占有物件における経過措置】

・令和4年度  
改定前の占有料 × 1.2      ←————→      改定占有料  
(比較して金額が  
少ない方を採用する)

・令和5年度  
前年度の占有料 × 1.2      ←————→      改定占有料  
(比較して金額が  
少ない方を採用する)

### [参考例 既存の占有物件]

道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物  
第1種電柱(1本につき1年)の場合

・令和4年度  
経過措置を行った占有料額      改定占有料  
(改定前の占有料 × 1.2)  
1,400円 × 1.2 = 1,680円      1,700円

1,680円 < 1,700円 → 令和4年度は経過措置を行った占有料額1,680円を採用

・令和5年度  
経過措置を行った占有料額      改定占有料  
(前年度の占有料 × 1.2)  
1,680円 × 1.2 = 2,016円      1,700円

2,016円 > 1,700円 → 令和5年度は改定占有料額1,700円を採用